

市立児童クラブ等のサービス向上に向けたサウンディング型市場調査 実施要領

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査等」(以下「調査」という。)とは、市が予定している事業の検討に当たって、民間事業者等から広く意見を求め、市場性の有無や民間等のアイデア等を把握するために実施するものです。

2 調査の主旨

本市では、児童館を23館、児童室を1室、こどもセンターを24館、市立児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を68クラブ、小学校内で実施している放課後子ども教室を4校、公設公営(運営委員会設置要綱を定め、運営委員会へ委託料を支出しております。)にて運営しておりますが、子どもの最善の利益を保证するため、サービスの充実と質の向上が求められており、併せて、人材確保や育成が大きな課題となっております。

これらの課題解決のため、今後の運営方法を幅広く検討するにあたり、民間事業者の持つノウハウやアイデア等をお聞きしたく、サウンディング型市場調査を実施するものです。

事業	概要
児童館	児童福祉法第40条の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設。
(児童室)	児童館としての基準を満たしていないが、児童館と同様の開設目的で設置している施設。
児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働、疾病、介護、看護、障害等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や夏休みや春休みなどの長期休業日等に小学校余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業(放課後児童健全育成事業)。
こどもセンター	児童館と児童クラブ(放課後健全育成事業)の双方を実施し、地域における健全育成活動をより一層高める機能を有している。
放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を活用し、放課後の子どもの居場所を設けるとともに、学習支援や交流活動を実施する事業。 4校以外に児童館やこどもセンターにおいても不定期で実施。

3 実施事業の概要

事業名	児童厚生施設及び児童クラブの管理運営事業
概要	別紙1のとおり
対話内容	「4 対話内容」をご確認ください
対象者	児童福祉施設や児童クラブの管理運営業務委託の受託者として、安全かつ円滑に管理運営できる能力と意向を有する「法人」、または「法人のグループ」

(1) 施設の管理運営に係る市の考え方

ア 現在の状況

別紙1のとおり

イ 課題

- ・労働力の確保
応募者のニーズと職員配置が必要な地域が合致しない、高齢化等による離職
- ・職員の資質向上
研修内容の充実化と職員が研修を受講しやすい環境整備
- ・職員のストレスケア
来館者や保護者対応による職員の精神的疲弊の緩和
- ・子どもの居場所の確保
小学校内実施型放課後子ども教室や児童クラブ受入れ学年の拡大、児童クラブ利用者と一般来館者とが共存できる施設運営

4 対話内容

主に次の対話項目について、自らが各事業の実施主体になることを前提として、実現可能なご意見やご提案をお願いいたします。なお、全項目についてお答えいただかなくても結構です。また、対話項目以外で独自のご提案等がありましたら、是非お聞かせください。

(1) 対話項目

項目	内容
サービス向上のための提案	<p>(1) サービス内容について</p> <p>(2) 「3 実施事業の概要(1)イ課題」について</p> <p>(3) 市との役割分担について(民間事業者は事業運営のみ実施し施設管理は市が行う、こどもセンターと児童クラブのみ対応可能、対応可能地域 など)</p> <p>(4) 想定される事業経費(内訳も含む)について</p> <p>(5) 事業実施に向けたスケジュールについて</p> <p>(6) 施設の運営形態(民営化、指定管理者制度、業務委託等)について</p>

(2) 進め方

上記項目に沿って参加者から実施事例等を交えてご説明をいただき、その上で、市担当者より質問をさせていただきます。その際、お答えいただけない項目や内容があっても問題ございません。

5 実施スケジュール

実施事項	実施日
実施要領等の公表	令和5年 9月 7日(木)
事前説明会の実施	令和5年 9月14日(木) 15時半～16時半
個別対話参加の申込み	令和5年 9月14日(木)～9月26日(火)
資料提出【任意】	対話実施日の3営業日前まで
個別対話の実施	令和5年10月16日(月)～20日(金)
サウンディング結果の公表	令和6年 1月(予定)

今後の社会情勢その他の理由により、スケジュールを変更する場合があります。

6 対話までの流れ

(1) 事前説明会

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。参加を希望する場合は、別紙2「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、期日までに下記申込先へお申し込みください。なお、Eメールの件名は「【事前説明会申込】(団体名)」としてください。また、事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

【日 時】令和5年 9月14日(木) 15時半～16時半

【実施方法】Web会議システム「Webex」等により実施

【申込期限】令和5年 9月12日(火) 17時まで

【申込先】相模原市子ども・若者未来局 子ども・若者支援課

kw-shien@city.sagamihara.kanagawa.jp

(2) 対話参加の申込み

別紙3「エントリーシート」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、上記申込先へお申し込みください。なお、Eメールの件名は「【対話申込】(団体名)」としてください。

【申込期間】令和5年9月14日(木)～9月26日(火)午後5時まで

(3) 資料提出(任意)

資料の作成及び提出は必須ではありませんが、効果的な対話を行う上で必要だと考える場合に、作成、提出をお願いします(任意様式)

提出する場合、Eメールへ添付の上、提出期限までに上記申込先へご提出ください。

件名は「【資料提出(団体名)】としてください。

【提出期限】対話実施日の3営業日前まで

(4) 個別対話

下記の期間において、1申込者あたり、1時間程度の個別対話を行います。日時は申込期間終了後、個別に調整いたします。なお、会場の都合上、参加人数については3名以内とさせていただきます。

【日時】令和5年10月16日(月)～20日(金)のうち、1時間程度

【場所】相模原市役所 本庁舎 第2別館5階 第7会議室

7 留意事項

(1) 対話への参加及び対話内容の取扱いについて

本調査への参加実績は、今後、事業者公募を実施した場合の、評価対象にはなりません。また、対話内容は、今後の検討における参考とさせていただきますが、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではありません。

(2) 本調査に関する費用について

本調査への参加に要する費用については、全て参加される事業者等の負担とします。

(3) 追加対話への協力について

必要に応じて、追加の対話(書面による対話を含む。)をお願いする場合がありますので、その際にご協力いただきますようお願いいたします。

(4) 実施結果の公表について

対話の実施結果の概要については、相模原市ホームページ等で公表いたします。公表に際しまして、事業者名及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。公表内容については、事前に参加された事業者等へご確認いただきます。

公文書公開請求があった場合、「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります。

(5) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例(平成23年12月26日条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有する)と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は同条第2項に違反している事実がある者

8 問い合わせ先

相模原市子ども・若者未来局 子ども・若者支援課 計画推進班

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

電話：042-769-8370（平日 8：30～17：00） FAX：042-754-5112

メール：kw-shien@city.sagamihara.kanagawa.jp